

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、宮城県内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難、立退きについての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水防本部長…県土木部長
- 2 水防管理団体…水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- 3 指定水防管理団体…水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- 4 水防管理者…水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- 5 消防機関…消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
- 6 消防機関の長…消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 7 水防団…法第6条に規定する水防団をいう。
- 8 量水標管理者…量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 9 水防協力団体…水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 10 洪水予報河川…国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
- 11 水防警報…国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

- 12 水位周知河川・・・国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
- 13 水位周知下水道・・・都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）
- 14 水位周知海岸・・・都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の3）
- 15 水位到達情報・・・水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- 16 水防団待機水位・・・量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関（通報水位）が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。
- 17 氾濫注意水位（警戒水位）・・・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 18 避難判断水位・・・氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位をいう。
- 19 氾濫危険水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- 20 内水氾濫危険水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
- 21 高潮氾濫危険水位・・・法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
- 22 洪水特別警戒水位・・・法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川におい

- てこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 23 雨水出水特別警戒水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
 - 24 高潮特別警戒水位・・・法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
 - 25 重要水防箇所・・・堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
 - 26 洪水浸水想定区域・・・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条第1項及び第2項）ただし、県管理河川においては、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に想定される区域をいう。
 - 27 内水浸水想定区域・・・水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水浸水想定区域）。
 - 28 高潮浸水想定区域・・・水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。
 - 29 ホットライン・・・河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区気象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。
 - 30 タイムライン・・・災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
 - 31 浸水被害軽減地区・・・洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する(法第3条の6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- イ 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- ロ 水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- ハ 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2, 下水道法第23の2)
- ニ 県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- ホ 気象予報及び警報, 洪水予報の通知(法第10条第3項)
- ヘ 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項, 気象業務法第14条の2第3項)
- ト 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- チ 水位周知河川, 水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項, 第13条の2第1項並びに第13条の3)
- リ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- ヌ 洪水浸水想定区域の指定, 内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定, 公表及び通知(法第14条及び第14条の2及び第14条の3)
- ル 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- ヲ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等の指定及び公示(法第16条第1項, 第3項及び第4項)
- ワ 水防信号の指定(法第20条)
- カ 避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- コ 緊急時の水防管理者, 水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- ク 水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- ケ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- コ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- イ 水防団の設置(法第5条)
- ロ 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ハ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ニ 水位の通報(法第12条第1項)
- ホ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知(第13条の2第2項)
- ヘ 内水浸水想定区域の指定, 公表及び通知(第14条の2)
- ト 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- チ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- リ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表, 避難確保計画や訓練に関する助言・勧告(法第15条の3)
- ヌ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知, 標識の設置, 土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6, 法第15条の7, 法第15条の8)

- ル 予想される水災の危険の周知等（法第15条の11）
- ヲ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ワ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- カ 警戒区域の設定（法第21条）
- ヨ 警察官の援助の要求（法第22条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- レ 堤防決壊等の通報，決壊後の処置（法第25条及び法第26条）
- ソ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ツ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ネ 【指定水防管理団体】水防訓練の実施（法第32条の2）（指定水防管理団体以外の水防管理団体は，努力義務）
- ナ 【指定水防管理団体】水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ラ 【指定水防管理団体】水防協議会の設置（法第34条）
- ム 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ウ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- キ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ノ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- オ 消防事務との調整（法第50条）

(3) 国土交通省の責任

- イ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項，気象業務法第14条の2第2項）
- ロ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ハ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ニ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ホ 洪水浸水想定区域の指定，公表及び通知（法第14条）
- ヘ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ト 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- チ 重要河川における知事等に対する指示（法第31条）
- リ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ヌ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ル 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 公共下水道管理者（県・市町村）の責任

水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第23条の2）

(5) 気象庁の責任

- イ 気象，津波，高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項，気象業務法第14条の2第1項）
- ロ 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項，法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- ハ 流域雨量指数の予測値及び危険度分布の提供（気象業務法第11条）

(6) 居住者等の義務

- イ 水防への従事（法第24条）
- ロ 水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

- イ 決壊の通報（法第25条）
- ロ 決壊後の処置（法第26条）

- ハ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ニ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ホ 業務の実施等（法第36条，第37条，第38条）

第2章 水防組織

第1節 水防管理団体

水防管理団体は，その区域内の河川等で水防を必要とするところを警戒，防御するものとし，そのため水防団を組織しておくものとする。ただし，消防機関が水防事務を十分に処理することができる場合は，この限りでない。（第1表）

第2節 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは，法第4条に基づき，知事が水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した水防管理団体をいう。（第1表）

第1表

水防管理団体及び指定水防管理団体一覧表

大河原土木事務所(9)				北部土木事務所(5)			
1	◎ 白	石	市	24	◎ 大	崎	市
2	◎ 角	田	市	25	◎ 色	麻	町
3	◎ 蔵	王	町	26	◎ 加	美	町
4	七	ヶ	宿	町	27	◎ 涌	谷
5	◎ 大	河	原	町	28	◎ 美	里
6	◎ 村	田	町	北部土木事務所栗原地域事務所(1)			
7	◎ 柴	田	町	29	◎ 栗	原	市
8	川	崎	町	東部土木事務所登米地域事務所(1)			
9	◎ 丸	森	町	30	◎ 登	米	市
仙台土木事務所(14)				東部土木事務所(3)			
10	◎ 仙	台	市	31	◎ 石	巻	市
11	塩	竈	市	32	◎ 東	松	島
12	◎ 名	取	市	33	◎ 女	川	町
13	◎ 多	賀	城	市	気仙沼土木事務所(2)		
14	◎ 岩	沼	市	34	◎ 気	仙	沼
15	◎ 亘	理	町	35	◎ 南	三	陸
16	◎ 富	谷	市				
17	◎ 山	元	町				
18	◎ 松	島	町				
19	七	ヶ	浜				
20	◎ 利	府	町				
21	◎ 大	和	町				
22	◎ 大	郷	町				
23	大	衡	村	合計 35団体(◎指定水防管理団体 30団体)			

第3節 県の水防組織

1 災害対策本部条例等による組織

(1) 警戒本部（本部長：復興・危機管理部長）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと復興・危機管理部長が認めるときまで、警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

(2) 特別警戒本部（本部長：副知事）

水防に関係のある警報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は広範囲にわたる災害が発生したときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと副知事が認めるときまで、特別警戒本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部等が設置されたときは、廃止する。

(3) 災害対策本部（本部長：知事）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときから、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めるときまで、災害対策本部を組織し事務を処理する。

2 水防組織（本部長：土木部長）

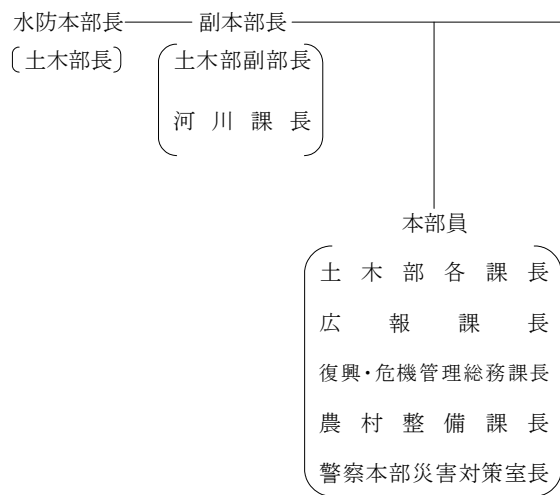
水防に関係のある警報等が発表され、広範囲にわたる水災の発生が予想される時又は水災が発生したときから、水災の危険が解消し、又は水災に対する応急対策がおおむね完了したと水防本部長が認めるときまで、水防本部を組織し事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織

第4節 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国，県及び関係機関は，「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」及び「北上

班区分	職務内容	担当課	
連絡・調整班	水防本部の連絡調整及び庶務に関する事。	河川課 防災砂防課	
情報班	情報の収集及び記録に関する事。 関係機関(土木事務所，気象台，警察，水防関係機関，国土交通省など)との連絡に関する事。	河川課	
	(河川・海岸の被害状況等に関する情報)		
	(雨量・水位・気象等に関する情報)		
	(水防に関する情報)		
	(ダム・洪水調節等に関する情報)		
	(港湾の被害に関する情報)		港湾課
	(道路の被害状況等に関する情報)		道路課
	(砂防の被害状況等に関する情報)		防災砂防課
	(農業用河川工作物等に関する情報)		農村防災対策室
	(気象等に関する情報)		復興・危機管理総務課
(水防に関する情報)	警備課		
(水災に関する情報)			
	報道に関する事。	河川課 広報課	
応援班	人員の応援，水防技術の指導に関する事。	土木総務課 河川課 港湾課 道路課 防災砂防課 都市計画課 復興・危機管理総務課 警備課	
資材班	資材の調達，輸送に関する事。	防災砂防課 河川課 事業管理課	



川下流及び鳴瀬川水系洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して，水防技術の向上や洪水予報，水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより，水害の防止，軽減を図るものとする。

第5節 大規模氾濫時の減災対策協議会

国，県，市町村及び関係機関は，その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については，その協議の結果を尊重し，水防計画へ反映するなどして，取組を推進するものとする。

第6節 水防区

国，県は，各土木事務所・地域事務所所管区域を水防区とし，水防技術の向上や水防倉庫の点検等を行うとともに，関係機関と適宜必要な連絡調整等を行い，水害の防止，軽減を図るものとする。

水防区関係機関一覧

機関 水防区	県 の 機 関		主 な 関 係 機 関		
	土木事務所 地方振興事務所 保健福祉事務所	地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 等	東北地方整備局 河川(国道)事務所	警 察 署	気 象 官 署
大河原	大河原 仙南	—	仙 台	大河原, 白石, 角田	—
仙台	仙 台 仙 台 仙 台	仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (樽 水 ダ ム) (大 倉 ダ ム) (七 北 田 ダ ム) (南 川 ダ ム) (宮 床 ダ ム) (惣 の 関 ダ ム)	仙 台 北 上 川 下 流	仙台中央, 仙台南, 仙台北, 仙台東, 岩沼, 大和, 亘理, 塩 釜, 大和	仙台管区気象台
大崎	北 部 北 部 北 部	大 崎 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (漆 沢 ダ ム) (化 女 沼 ダ ム) (上 大 沢 ダ ム)	北 上 川 下 流	古川, 鳴子, 加美, 遠田	—
栗原	北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原) 北 部 (栗 原)	栗 原 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 (花 山 ダ ム) (荒 砥 沢 ダ ム) (小 田 ダ ム) 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 (栗 駒 ダ ム)	—	若柳, 築館	—
登米	東 部 (登 米) 東 部 (登 米) 東 部 (登 米)	(長 沼 ダ ム)	北 上 川 下 流	佐沼, 登米	—
石巻	東 部 東 部 東 部	—	北 上 川 下 流	石巻, 河北	—
気仙沼	気 仙 沼 気 仙 沼 気 仙 沼	(払 川 ダ ム)	—	気仙沼, 南三陸	—